

～「お客さまにわかりやすく、長期にわたり安心感のある商品」の充実に向けて～
「明治安田生命つみたて学資」の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2015年8月2日から、新たなこども保険「明治安田生命つみたて学資」＜無配当こども保険＞を発売します。



「明治安田生命つみたて学資」は、無配当とすることにより月々の保険料負担を軽減し、受取率を業界最高水準^(注1)にまで高めた、将来の教育資金を効率的に準備いただけるこども保険です。また、所定の保険金額以上で加入いただくことにより保険料が割安になるほか、保険料の払込期間を短期に設定することで受取率を高めることも可能です。

保険料のお払込みは、教育費の負担が比較的軽い時期に完了し（10歳または15歳払込満了、もしくは払込期間5年から選択）、教育資金は最も教育費の負担が重くなる大学進学のと時期にあわせ、4回に分けて定額でお受取りいただけるため、計画的に活用いただけます。

また、「こども（孫）の教育資金を確実に準備するため、ご契約者（親や祖父母等）ががんになった場合には保険料の払込みを免除してほしい」というご要望にお応えするため、ご契約者が「死亡または当社所定の障害状態となった場合」に加え、「はじめて悪性新生物（がん）と診断確定された場合」にもその後の保険料のお払込みが免除となるタイプもお選びいただけます。

さらに、近年ニーズが高まっている生前贈与による相続税対策にも活用いただくことができます。

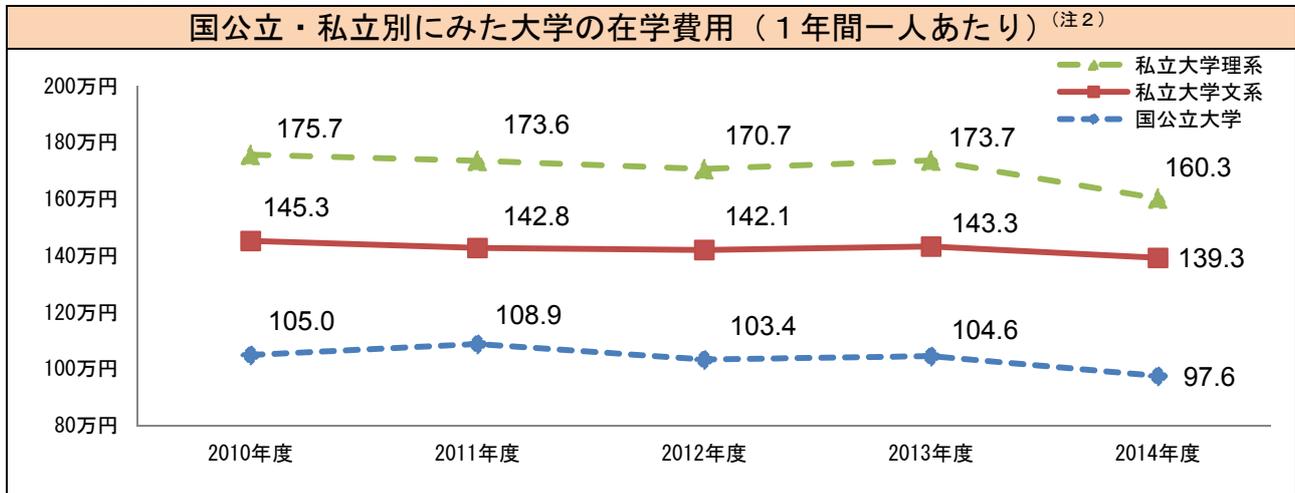
当社は今後も、「お客さまにわかりやすく、長期にわたり安心感のある商品」のいっそうの充実に取り組んでいきます。

（注1）2015年6月時点、当社調べ

1. 「明治安田生命つみたて学資」開発の背景

1. 教育環境

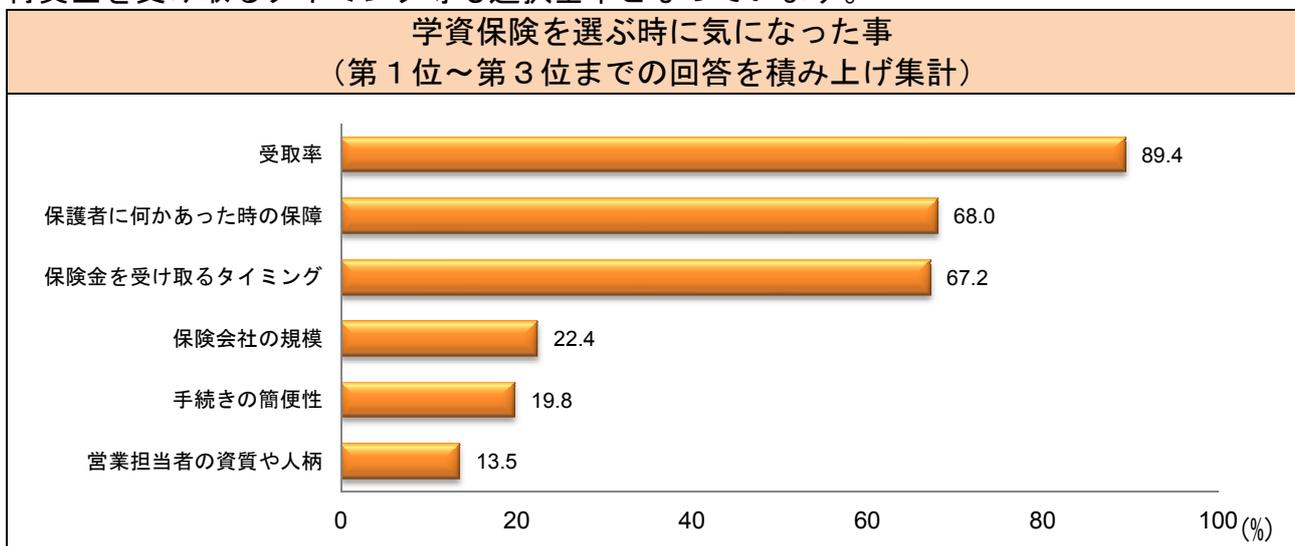
こども一人あたりの教育費は高止まりしており、大学の在学費用は国公立大学でも年間100万円前後で推移しています。



(注2) 在学費用には通学費や教科書代等を含む
※日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」より当社作成

2. こども保険に対するニーズ

こども保険を選ぶときには「受取率」^(注3)が最も重要視されているほか、保障内容や教育資金を受け取るタイミング等も選択基準となっています。



(注3) 受取率は「受取総額（教育資金・満期保険金の総額）÷払込保険料総額」で算出
※NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社「学資保険に関する調査結果」（2013年）

このような状況をふまえ、無配当とすることにより月々の保険料負担を軽減することで高い受取率を実現したほか、保険料払込期間を選択できるなど、お客さまのニーズに柔軟に対応できる「明治安田生命つみたて学資」を開発しました。

2. 「明治安田生命つみたて学資」の特徴

1 魅力的な受取率を実現しました

無配当とすることにより月々の保険料負担を軽減することで、業界最高水準^(注4)の受取率を実現しました。

【ご契約例①】契約者30歳男性、被保険者0歳、保険料払込期間15歳、I型
基準保険金額50万円、月掛口座振替料率

「明治安田生命つみたて学資」				当社従来商品	従来比
保険料	払込保険料総額	受取総額	受取率①	受取率②	(①-②)
9,867円	1,776,060円	200万円	112.6%	107.6%	+5.0%

(注4) 2015年6月時点、当社調べ

2 所定の保険金額以上でのご加入や保険料の払込期間を短期に設定することで、受取率はさらに高まります

保険金額70万円以上でのご加入の場合、保険料は割安になります。また、保険料の払込期間を5年とすることで、受取率はさらに高まります。

【ご契約例②】契約者30歳男性、被保険者0歳、保険料払込期間15歳、I型
基準保険金額70万円、月掛口座振替料率

保険料	払込保険料総額	受取総額	受取率
13,604円	2,448,720円	280万円	114.3%

【ご契約例③】契約者30歳男性、被保険者0歳、保険料払込期間5年、I型
基準保険金額70万円、月掛口座振替料率

保険料	払込保険料総額	受取総額	受取率
38,387円	2,303,220円	280万円	121.5%

3 保険料のお払込みは教育費の負担が重くなる前に完了します

将来の教育費負担への不安を和らげるため、保険料のお払込みをお子さまの教育費の負担が比較的軽い時期に完了し^(注5)、大学進学にあわせて教育資金をお受取りいただけます。

(注5) 10歳または15歳払込満了タイプおよび払込期間5年のタイプよりお選びいただけます(ただし、10歳払込満了タイプはご加入時のお子さまの年齢が0~2歳の場合に取り扱います)

4 ご契約者が「がん」と診断された場合、その後の保険料のお払込みが免除となるタイプも選択いただけます

ご契約者の保険料払込免除事由の異なる2つのタイプから選択いただけます。

I型	ご契約者が死亡または所定の身体障害表の第1級・第2級の障害状態に該当したとき
II型	ご契約者が上記I型の事由に該当したとき、または責任開始時前を含め、はじめて悪性新生物(がん)と診断確定されたとき

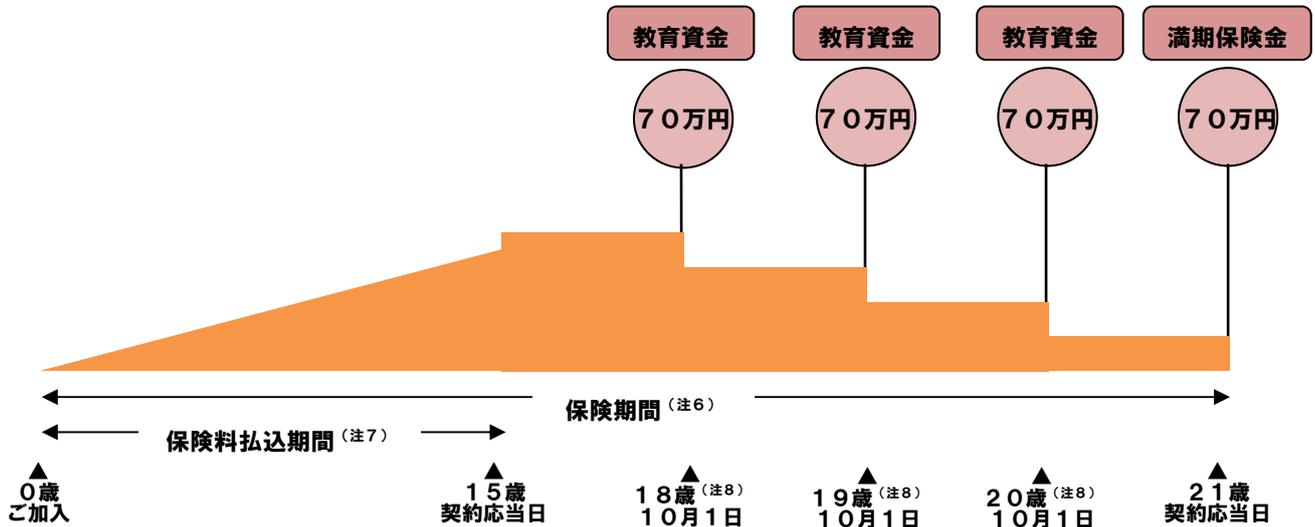
5 生前贈与による相続税対策にも活用いただけます

ご契約者をご両親とし、保険料負担者を祖父母にすること等で、近年ニーズが高まっている生前贈与による相続税対策にも活用いただくことができます。

3. 「明治安田生命つみたて学資」のしくみ・保険料例

1. しくみ図

※基準保険金額70万、被保険者0歳、保険料払込期間15歳の場合



(注6) 保険期間は、お子さまの満21歳の誕生日以後、最初に到来する年単位の契約当日の前日に満了します

(注7) 保険料払込期間がお子さまの年齢15歳までの場合、お子さまの満15歳の誕生日以後、最初に到来する年単位の契約当日の前日までに満了します

(注8) 被保険者の誕生日が10月2日から4月1日の場合は、満17歳、満18歳、満19歳

2. 保険料例

※契約者男性、被保険者0歳、保険料払込期間15歳、月掛口座振替料率

※2015年9月1日時点の料率を用いて計算

契約者 年齢	①教育資金150万円(50万円×3) 満期保険金50万円の場合		②教育資金210万円(70万円×3) 満期保険金70万円の場合	
	I型	II型	I型	II型
20歳	9,848円 (112.8%)	10,569円 (105.1%)	13,577円 (114.5%)	14,586円 (106.6%)
30歳	9,867円 (112.6%)	10,614円 (104.6%)	13,604円 (114.3%)	14,650円 (106.1%)
40歳	9,962円 (111.5%)	10,841円 (102.4%)	13,737円 (113.2%)	14,967円 (103.9%)

(カッコ内は受取率)

4. 保障内容・主な取扱い

1. 保障内容

種類	支払事由	教育資金額・満期保険金額 ・死亡給付金額	受取人
教育資金	被保険者が所定の満年齢（満18歳、満19歳、満20歳） ^(注9) に達した日以後最初に到来する10月1日に生存しているとき	基準保険金額	契約者
満期保険金	被保険者が保険期間の満了する時に生存しているとき	基準保険金額	
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間中に死亡したとき	死亡給付金表 ^(注10) により計算される死亡給付金額	
	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい方の金額 ア. 「死亡給付金表 ^(注10) により計算される死亡給付金額」－「すでに支払事由が発生した教育資金の合計額」 イ. 被保険者が死亡した日の積立金相当額	

(注9) 被保険者の誕生日が10月2日から4月1日の場合は、満17歳、満18歳、満19歳

(注10) 「基準保険金額に対応する一般の保険料率で計算した月掛保険料」×「経過年月数」
保険料払込期間満了後は、契約日から保険料払込期間満了時までの年月数

2. 主な取扱い

(1) 契約者

契約年齢範囲	18歳～70歳
--------	---------

(2) 被保険者

契約年齢範囲		0～6歳 ^(注11)
保険期間		21歳
保険料 払込期間	0～2歳	10歳、15歳、5年
	3～6歳	15歳、5年

(注11) 出生予定日の140日前から出生前加入を取り扱います

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は、商品発売以降、商品パンフレット等でご確認ください。

以上